

資料 1

厚生年金基金制度の見直し法の概要

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律)

平成 25 年 7 月 12 日

基金制度変更検討委員会

1 これまでの経過

- ・ 平成 24 年 2 月の AIJ 問題発覚を機に、厚生年金基金制度の見直しの議論を開始
- ・ 有識者会議・専門委員会を経て、平成 25 年 2 月に厚生労働省として意見書取纏め
- ・ 平成 25 年 4 月に国会に法案提出、6 月 19 日の参議院本会議において可決・成立

2 今後のスケジュール

- ・ 8 月頃、厚生労働省による厚生年金基金を対象とした説明会を開催（全国 8 ヶ所）
- ・ 夏頃を目途に、政省令案が示され、平成 26 年 4 月 1 日に施行される予定

改正法の概要 (1)

論点	改正内容	備考
<p>代行制度の見直し</p>	<p>【施行日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金の新設を停止 (現行の厚生年金基金は「存続厚生年金基金」となる) ・存続厚生年金基金が解散したときは、政府が最低責任準備金を徴収する ・代行(基本)部分の企業年金連合会への移換(解散時、中途脱退時)を停止 ・解散前の最低責任準備金の全部または一部の前納が可能 代行返上時も可(詳細は政令) ・解散時の最低責任準備金の一部の物納が可能 <p>【施行日から5年間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行割れ基金に対し、特例解散制度による早期解散を促す <p>【施行日から5年経過後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の基準(※)を満たす厚生年金基金は存続可能 ・一定の基準を満たさなくなった厚生年金基金に対し、厚生労働大臣は社会保障審議会の意見を聴いて解散命令を発動することが出来る <p>(※)事業年度末日において、少なくとも純資産額が「最低責任準備金の1.5倍」以上、または「最低積立基準額」以上のいずれかを満たすこと</p> <p>【施行日から10年以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存続厚生年金基金の解散または他の企業年金制度等への移行、存続連合会の解散を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行日前に納付の猶予が認められ清算中の特定基金に対する新特例措置あり <p>【政省令等で改正が見込まれる内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低責任準備金の計算方法の精緻化 <ul style="list-style-type: none"> ■「期ずれ」の解消 ■代行給付費の計算に用いる係数(0.875)を年齢により3区分に分けた係数に変更 ・解散時の最低責任準備金の減額における計算方法 <div data-bbox="1348 1235 1780 1342" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>衆議院に提出された法律案から修正され、附則に追加された内容</p> </div>

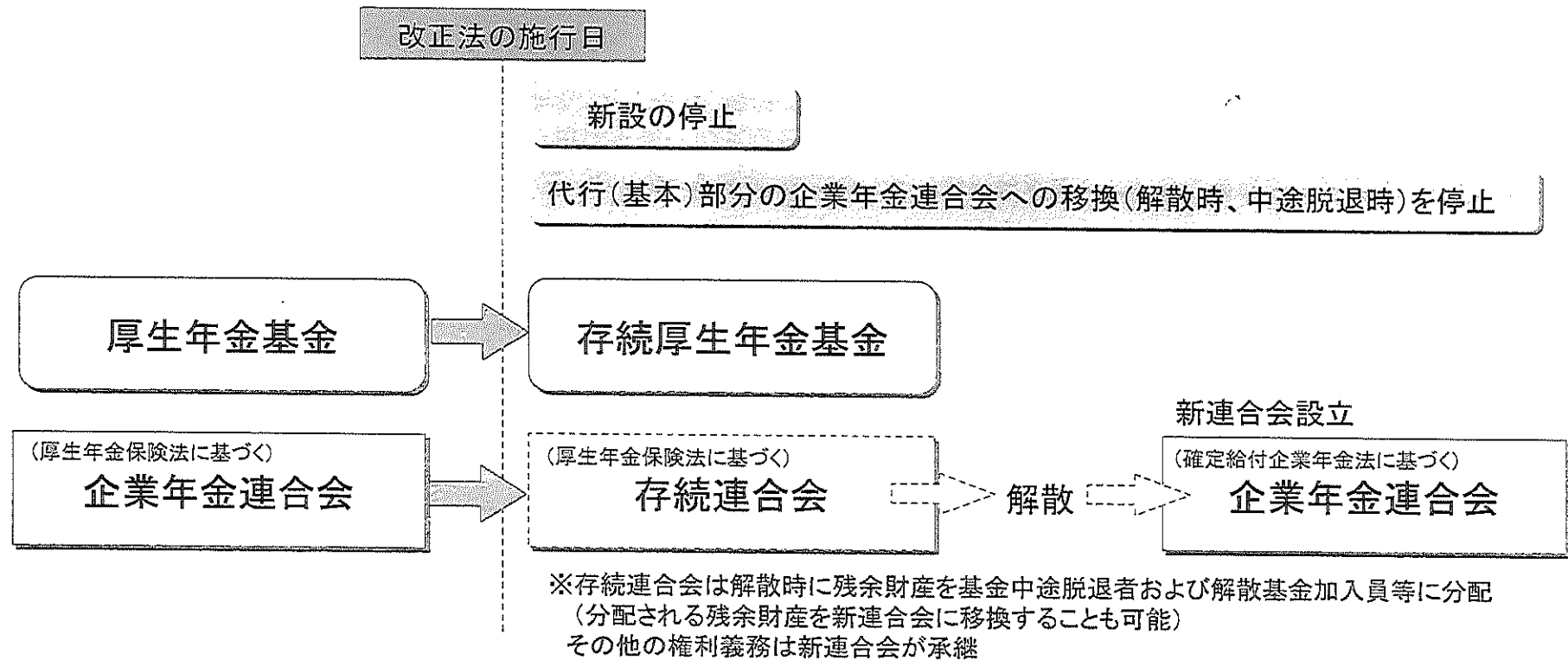
改正法の概要 (2)

論点	改正内容	備考
解散認可基準の要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・代議員会の議決要件の緩和(3/4以上→2/3以上) 	<p>【政省令等で改正が見込まれる内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主、加入員の同意要件緩和(3/4以上→2/3以上) ・母体企業の経営悪化等の理由要件を撤廃
他の企業年金への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DBへの事業所単位での残余財産の移換は、規約に定めることにより可能 ・DBの事業主等は、当該移換額(交付金)を原資として、規約に定める給付を行う ・中退共への残余財産の移換が可能 	<p>【政省令等で改正が見込まれる内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュバランス(CB)プランの制度設計の弾力化 ・簡易な制度設計や手続きで設立できる簡易型DBの対象拡大 ・DB移行時の積立不足金の償却期間の延長 ・各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和 ・解散時にDC移行する場合の積立水準の緩和 ・申請書類や手続きの簡素化等
企業年金連合会の解散	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の企業年金連合会は、「存続連合会」となる ・存続連合会は、確定給付企業年金法に基づく「企業年金連合会(以下、「新連合会」)」が設立された時に解散する ・存続連合会が解散したときは、政府が最低責任準備金を徴収する ・存続連合会は、解散時に残余財産を基金中途脱退者等に分配し、その他の権利義務は新連合会が承継する 	

法施行日:この法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日⇒平成26年4月1日(見込み)

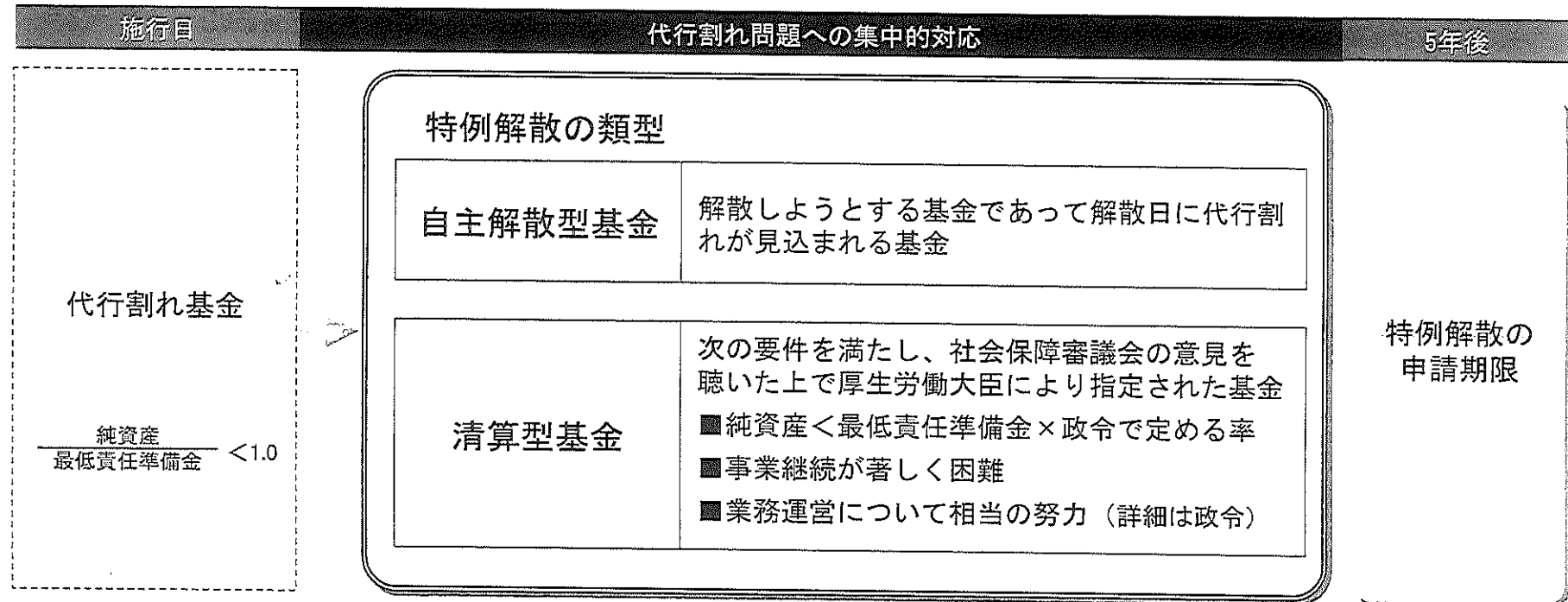
代行制度の見直し 【施行日以降】

- ・ 厚生年金基金の新設を停止。（現存する厚生年金基金は、「存続厚生年金基金」となる）
- ・ 存続厚生年金基金が解散したときは政府(国)が、最低責任準備金を徴収。
（一部を物納すること、および将来返上認可後(解散に係る認可前)であっても全部または一部を前納することが可能)
- ・ 代行(基本)部分の企業年金連合会への移換(解散時、中途脱退時)を停止。
- ・ 現行の企業年金連合会は「存続連合会」となり、確定給付企業年金法に基づく企業年金連合会が設立された際に解散。



代行制度の見直し 【施行日から5年間】

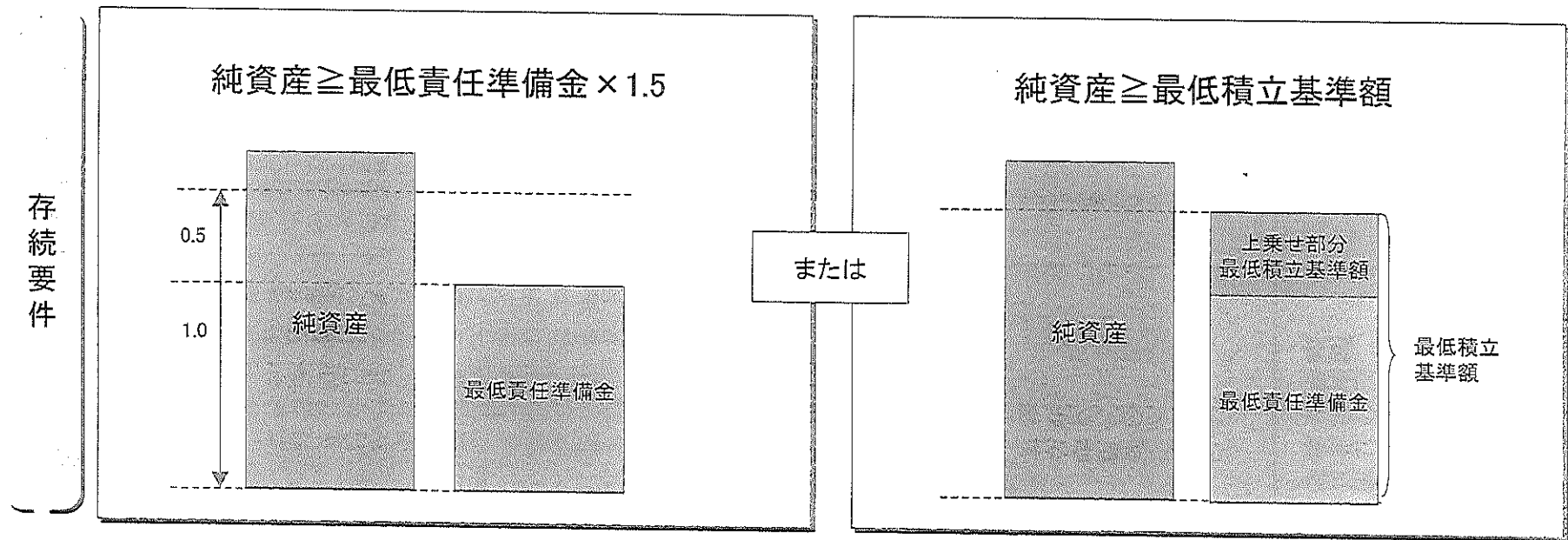
- ・ 代行割れ基金は、基金が解散申請する「自主解散型基金」と厚生労働大臣から指定される「清算型基金」とに類型される。
- ・ 代行割れ基金は、法施行日から起算して5年を経過する日までに限り、以下の特例解散措置の申請をすることが可能。
 - ①納付額の特例(最低責任準備金の減額)
 - ②分割納付の特例(事業所間の連帯債務外し、分割納付に係る利息の固定金利化、分割納付期間の延長)



※法施行日前に納付の猶予が認められ清算中の特定基金（＝清算未了特定基金）についても、同様の特例措置を適用することが可能（法施行日から1年以内に申請した場合）

代行制度の見直し 【施行日から5年経過後】

- ・ 施行日から5年経過後（特例解散の終了後）は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続可能。
- ・ 要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散命令を発動できる。



要件を満たさない場合

- ・ 厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散命令を発動できる
- ・ 特例解散（納付額の特例、分割納付の特例）は使用できない

解散認可基準の緩和

- ・ 解散認可基準について、法定議決要件、事前手続要件、理由要件について以下の通り緩和を行う。
- ・ 解散認可基準のうち法定議決要件の緩和(代議員の定数の3分の2以上による議決)は、基金の「合併」、「分割」、「権利義務の移転・承継」、「代行返上」時にも適用。

解散認可基準の緩和

項目	現行	改正
1. 代議員会における法定議決要件	代議員の定数の 4分の3以上による議決	代議員の定数の 3分の2以上による議決
2. 解散認可申請に際しての事前手続要件	全事業主の4分の3以上の同意 全加入員の4分の3以上の同意	全事業主の3分の2以上の同意 全加入員の3分の2以上の同意
3. 解散認可申請に際しての理由要件	母体企業の経営悪化等 (代行返上の場合は、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない)	撤廃

政省令等で改正が見込まれる内容

基金から他制度への移行支援策 ～代行割れしていない基金～

- ・ 代行割れしていない基金に対し、他制度への移行支援策として、事業所(企業)単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設。
- ・ DBの事業主等は、当該移換額(交付金)を原資として、規約に定める給付を行う。

